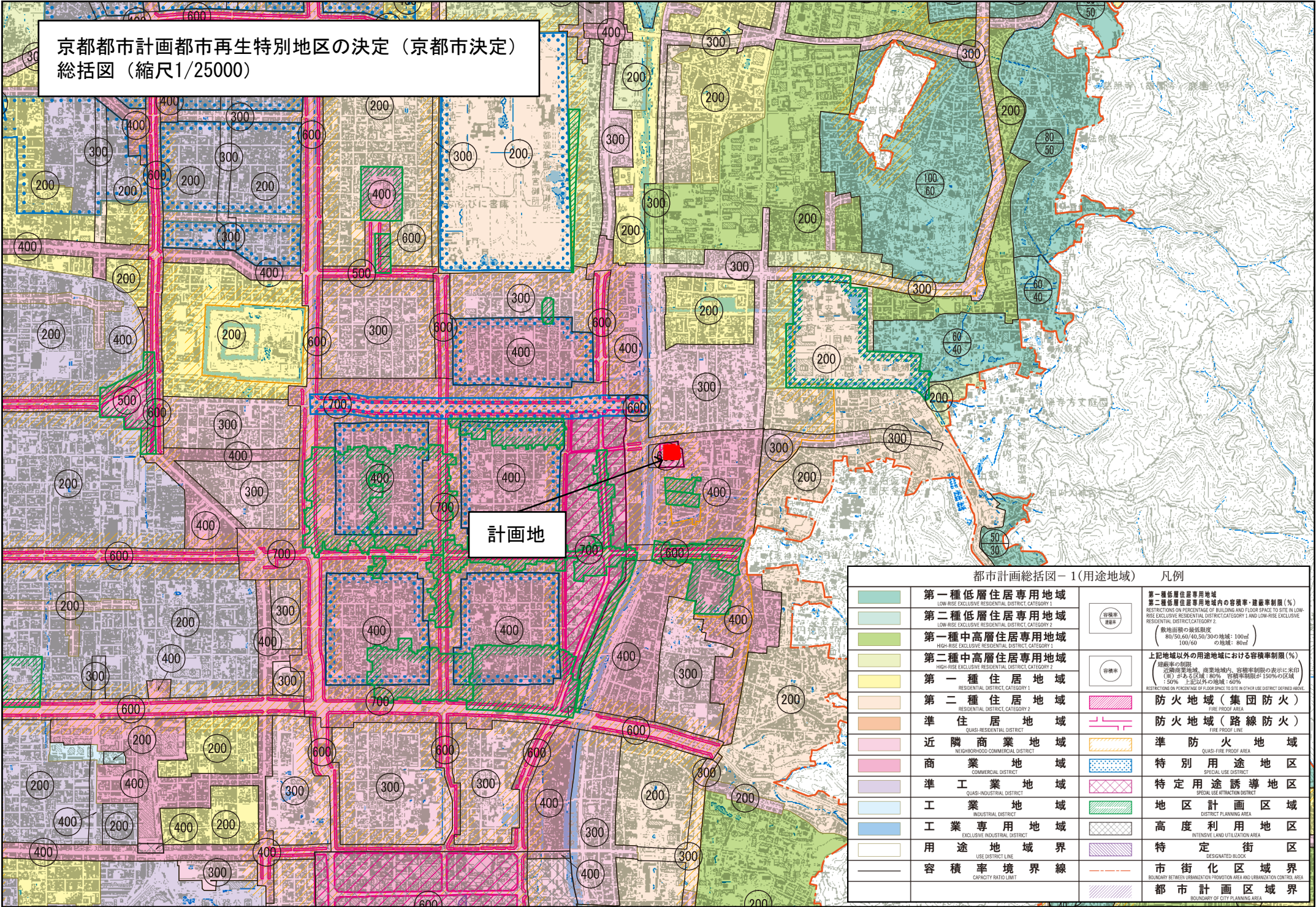


計議第 3 6 7 号議案 参考資料 2

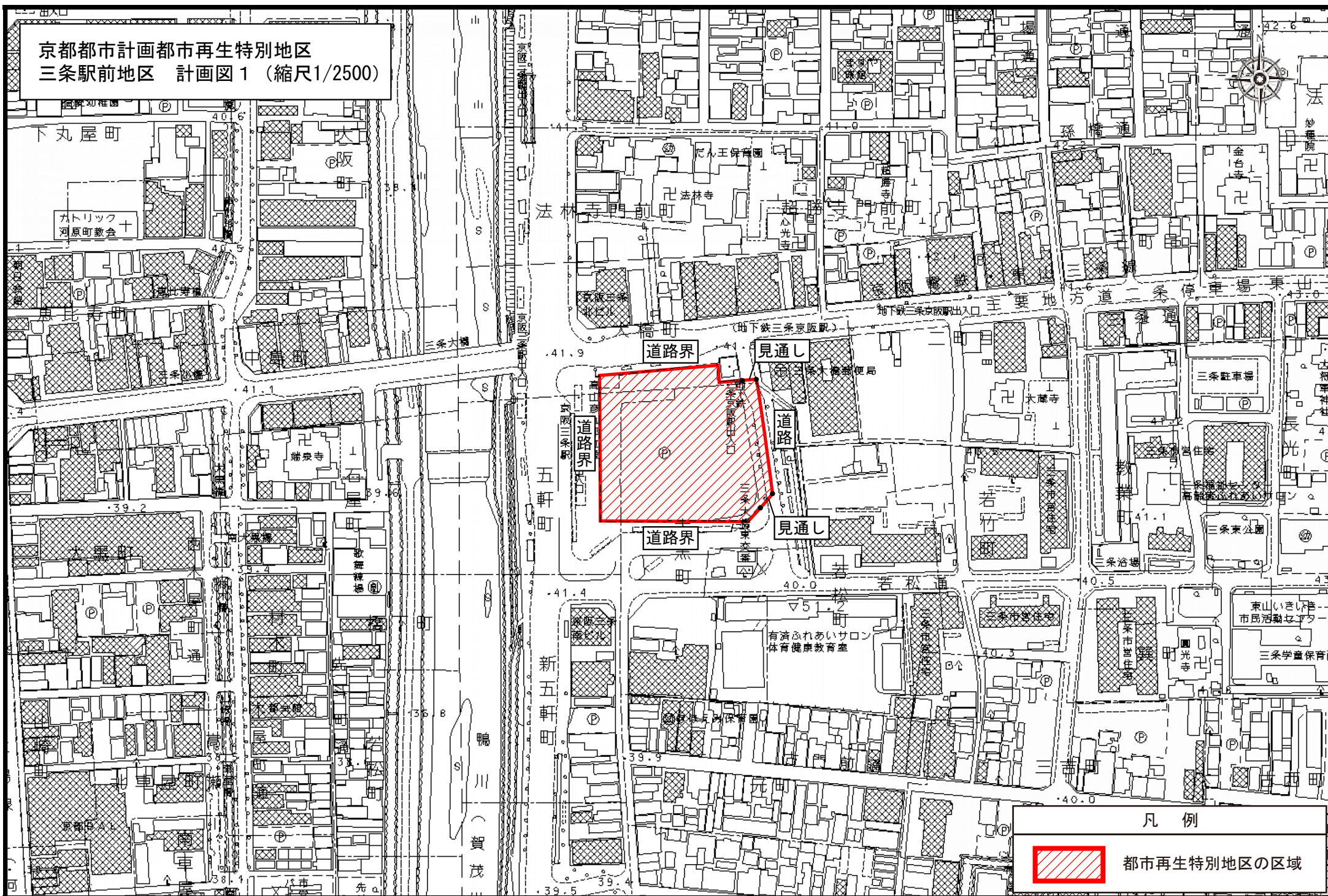
計議第 3 6 7 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市再生特別地区の決定（京都市決定）
（三条駅前地区）

目次	P. 1 計議第 3 6 7 号議案 都市計画提案素案
----	-----------------------------



出典：京都市の総括図－1(用途地域)をもとに作成

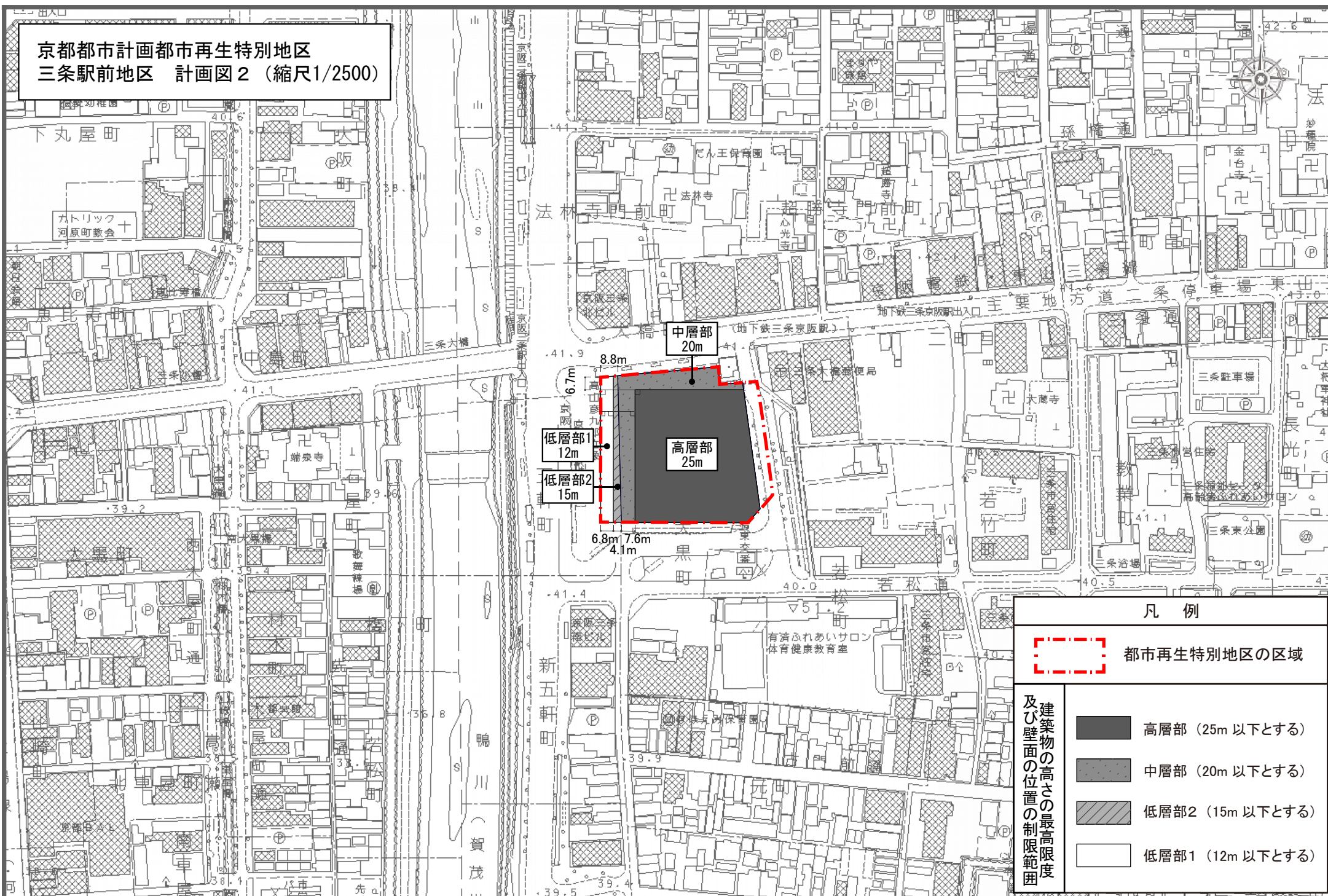
京都市都市計画都市再生特別地区
三条駅前地区 計画図1 (縮尺1/2500)



出典：京都市都市計画情報等検索ポータルサイト(地形図)をもとに作成

0 25 50 75 100m

京都市都市計画都市再生特別地区
三条駅前地区 計画図2 (縮尺1/2500)



出典：京都市都市計画情報等検索ポータルサイト(地形図)をもとに作成

0 25 50 75 100m

(素案)

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市再生特別地区の決定（京都市決定）

都市計画都市再生特別地区（三条駅前地区）を次のように決定する。

種類	面積	建築物その他の 工作物の誘 導すべき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物の 建築面積 の最低限 度	建築物の高 さの最高限 度	備考
都市再生 特別地区 （三条駅 前地区）	約 0.7 ヘク タール	—	60/10	30/10	8/10	2,000 平方 メートル	低層部 1 12 メートル 低層部 2 15 メートル 中層部 20 メートル 高層部 25 メートル	

（建築物の建蔽率の最高限度の特例）

- 1 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法（以下「法」という。）第 53 条第 3 項 2 号に該当する建築物にあつては 10 分の 1 を加えた数値とする。
- 2 建築物の建蔽率の最高限度は、法第 53 条第 6 項各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

（備考）

- 1 本計画書において使用する用語は、法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定における階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分（その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内である場合に限る。）の高さは、3 メートル（建築物の高さの最高限度が 25 メートルの区域においては 4 メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。

「位置、区域、建築物の高さの最高限度の区分及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」